

平成27年度 第2回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成27年5月

魚沼市農業委員会

## 別紙 1

## 平成27年度第2回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 23名 定員 29名  
欠席 5名 欠員 1名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	中澤正規	
○		2	目黒隆弥	
○		3	関武雄	
○		4	馬場公雄	
○		5	八木修司	
○		6	横山史子	
		7		
○		8	蕨澤芳子	
○		9	大島強喜	
○		10	佐藤正喜	
○		11	佐野彰	
○		12	櫻井貞夫	
	○	13	櫻井信夫	
○		14	田中正雄	
	○	15	阿達正	
○		16	森山武郎	
○		17	小島祐治	
○		18	桑原正文	
○		19	小岩勇	
○		20	星野貞樹	
○		21	上重正一	
	○	22	高橋日出子	
○		23	小幡悦男	
	○	24	橘精一	
	○	25	渡邊弘義	
○		26	渡邊正一	
○		27	梅田隆夫	
○		28	小西正春	
○		29	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		山本健一	
○		星由紀美	
○		高橋智也	

## 平成27年度 第2回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成27年5月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 13 時 30 分  報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について  <u>26 番 渡邊 正一 委員</u>  <u>27 番 梅田 隆夫 委員</u>
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号  報告第4号 報告第5号 報告第6号	農地貸借の合意解約について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について 農地転用事実確認願の受理及び確認について 魚沼市農業委員担当地域の変更について 農地部会委員の変更について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号	農地法第3条許可申請決定について 事業計画変更承認申請の承認について 農地法第4条第1項許可申請意見決定について 農地法第5条第1項許可申請意見決定について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農地利用集積計画意見決定について 平成26年度農業委員会活動の点検・評価及び平成27年度活動計画等の決定について
5		その他  閉会宣言 14 時 40 分

## 平成27年度第2回魚沼市農業委員会総会議事録

平成27年度第2回魚沼市農業委員会総会は、平成27年5月25日魚沼市広神庁舎3階会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（星主任）

それでは、時間になりましたので、ただいまから総会を始めさせていただきます。

総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員数28名のうち、欠席者は議席番号13番櫻井信夫委員、議席番号15番阿達正委員、議席番号22番高橋日出子委員、議席番号24番橘精一委員、議席番号25番渡邊弘義委員の5名となっております。出席者数23名で、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成27年度第2回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに、上村会長からご挨拶をいただきます。お願いいたします。

(時刻は13時30分)

上村会長

(挨拶)

## 会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（山本事務局長）

配布資料の確認

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

農政部会長（田中正雄委員）

特段報告事項はございません。

農地部会長（森山武郎委員）

農地部会では、来月から7月にかけて部会で一度地区を回ってみたいと一応計画していますので、議会会期中ですが、よろしく申し上げます。

広報部会長（葦澤芳子委員）

広報部会では、特に報告することはありません。

議 長（上村会長）

ただいま報告事項ということで、それぞれ説明がありましたけれども、皆さん方で何かご質問等ありましたらお願いいたします。

（特になし）

特になさうでしたら、次にまいります。

## 議事録署名委員の指名について

議 長（上村会長）

日程第2「議事録署名委員の指名」について議題といたします。会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任いただけますか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議事録署名委員に議席番号26番渡邊正一委員、議席番号27番梅田隆夫委員の両名を指名いたします。

## 農地貸借の合意解約について

議 長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の1ページをお願いします。

日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、今月は18件ですが、詳細については事前配布のとおりです。以上です。

議 長（上村会長）

報告第1号について、事務局の説明が終わりました。事前配布ということで、それぞれ目を通していただいたと思いますが、内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

櫻井貞夫委員

整理番号12の借人の住所が\*\*\*\*\*番地ということで1が抜けているようですので、訂正をお願いいたします。

事務局（星主任）

大変失礼しました。\*\*\*\*\*番地1ということで訂正のほうをお願いいたします。

議 長（上村会長）

ありがとうございました。12番については、番地1ということで追加をお願いいたします。

ほかにどうでしょうか。

（特になし）

特にないようですので、お諮りいたします。報告第1号「農地貸借の合意解約」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長（上村会長）

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の5ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は5件受理し、受理通知書を送付いたしました。整理番号4番の相続人は、県外に在住で耕作できないため、地元に住む親戚の人が耕作並びに保全管理をしてくれています。その他は、既に認定農業者等へ貸し付けしている農地がありますが、相続人は全て魚沼市にお住まいの後継者等に当たるため、今後も継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議 長（上村会長）

報告第2号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

森山武郎委員

この5番の\*\*\*\*\*さんの住所はこれ和田じゃないと思うんだ。原、同じ住所だと思っただけけれど。

「\*\*\*\*\*」の声あり。

\*\*\*\*\*の和田か。こっちの住所か。そうか。はい、分かりました。

事務局（星主任）

そのとおりです。

議 長（上村会長）

そういうことでひとつご了解をお願いいたします。

ほかにどうでしょうか。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1

項の規定による届出」について、届出のとおり承認することによろしいでしょうか。  
「異議なし」の声あり。  
異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議 長（上村会長）

日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の6ページをお願いします。

日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」についてです。今月は6件です。

整理番号1 申請人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 田 125 m<sup>2</sup>  
転用目的 農作業所

整理番号2 申請人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\*の一部 田 71.6 m<sup>2</sup>  
転用目的 農機具格納庫

整理番号3 申請人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\*の一部 田 174.4 m<sup>2</sup>  
転用目的 農機具格納庫

整理番号2番と3番ですが、先月の総会でもご質問ありましたが、建築年次の異なる2棟が既に建築されているため、2つに分けて届出がありました。

整理番号4 申請人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\*の一部 田ほか1筆 合計 177.37 m<sup>2</sup>  
転用目的 農機具格納庫

整理番号5 申請人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\*の一部 田 25.1 m<sup>2</sup>  
転用目的 農機具格納庫

整理番号6 申請人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 畑ほか1筆 合計 160 m<sup>2</sup>  
転用目的 農機具格納庫

議 長（上村会長）

報告第3号について事務局の説明が終わりました。質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、お諮りいたします。報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、届出のとおり承認することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地転用事実確認願の受理及び確認について

議 長（上村会長）

日程第3報告第4号「農地転用事実確認願の受理及び確認」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の7ページをお願いします。

日程第3報告第4号「農地転用事実確認願の受理及び確認」についてです。今月は4件について受理及び確認をいたしました。詳細については、事前配布のとおりであります。以上です。

議 長（上村会長）

報告第4号について、事務局の説明が終わりました。事前配布というようなことですが、内容等について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、お諮りいたします。報告第4号「農地転用事実確認願の受理及び確認」については、事務局において既に確認済みということですので、異議なしと認め、受理することといたします。

## 魚沼市農業委員担当地域の変更について 農地部会委員の変更について

議 長（上村会長）

日程第3報告第5号「魚沼市農業委員担当地域の変更」について、報告第6号「農地部会委員の変更」について、一括上程をさせていただきます。事務局の説明をお願いいたします。



事務局（山本事務局長）

日程第3報告第5号と報告第6号を一括で提案させていただきます。

先ほど確認をいただいた両面刷りの資料をご覧いただきたいと思います。

報告第5号「魚沼市農業委員担当地域の変更」についてであります。これは、北魚沼農業協同組合から推薦の選任委員、佐藤角二委員が平成27年4月25日任期満了により農協の役員の一斉の改選により退任をされました。農業委員会に関する法律第12条及び第15条の規定により北魚沼農業共同組合から推薦のあった関武雄氏を新たに魚沼市農業委員に選任したことに伴い、農業委員会活動における農業委員の地域分担を変更するものであります。小出地区につきましては、関武雄委員が新たに加わったというようなことで、桑原委員、梅田委員が担当していた干溝、岡新田について、関委員から担当地区としてやっていただきたいというようなことであります。それから、佐藤角二委員については退任されたわけではありますが、佐藤角二委員が担当しておりました守門の赤土、三沢、これについて小岩委員のほうにお願いをしたいというようなことであります。

続きまして、裏面の報告第6号をご覧ください。「農地部会委員の変更」についてであります。報告5号で説明させていただいた選任委員の農地部会委員を、前任の佐藤角二委員から関武雄委員に変更をするものであります。

以上、報告第5号及び第6号について一括報告をさせていただきました。よろしくお願いたします。

議長（上村会長）

今報告第5号及び第6号、事務局より説明がありました。この件について、皆さん方ご意見・質問等ありましたらお願いたします。

「なし」の声あり。

特にないようでございます。農協の役員改選に被りましての変更ということでございますし、それにまつわる地域の変更ということでございます。関武雄委員につきましては、残任期間ということではございますけれども、よろしくお願いたします。

それでは、報告第5号並びに報告第6号については、事務局の提案のとおりご承認いただけるでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、承認することといたします。

なお、関委員につきましては後ほど挨拶がてらに農協の状況報告等ということでもよろしくお願いたします。

## 農地法第3条許可申請決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号「農地法第3条許可申請決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いたします。

事務局（星主任）

議案書の8ページをお願いたします。

議案第1号「農地法第3条許可申請決定」について、今月の申請は売買による所有権移転が2件、贈与によるもの3件、賃借権の設定が4件、使用貸借権の設定に関するもの4件で、合計13件です。

整理番号1 譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 田 84 m<sup>2</sup>  
権利種類 所有権移転 売買 \*\*\*\*

申請地は、既に譲受人の田と一体で耕作されており、譲受人が耕作する以外は耕作できないため、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は下限面積要件を満たしておりませんが、調査書の第2項第5号の欄に記載されてあるとおり、申請地はその位置、面積、形状から見て、これに隣接する農地と一体として利用しなければ、利用することが困難と認められる農地であり、施行令第6条第3項第3号に特例に該当するものです。また、現地はきちんと耕作されているため、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号2 譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 田 602 m<sup>2</sup>  
権利種類 所有権移転 売買 \*\*\*\*

申請地は譲受人の自宅に隣接する田ですが、譲渡人が県外へ転出したため、農地を処分することとなり、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械等を所有していないため、作業委託を行っていますが、自宅に隣接しているため、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号3 譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 畑 232 m<sup>2</sup>  
権利種類 所有権移転 贈与

申請地は、譲渡人が相続により取得した農地ですが、譲受人の自宅のすぐ裏の畑で、以前から自家用野菜等作付けということで管理をしていたところです。これからも譲渡人が耕作することが困難なため、贈与することとなり、申請があったものです。譲受人は一部作業委託等行っていますが、経験年数もあるため、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号4 譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 田 355 m<sup>2</sup>  
権利種類 所有権移転 贈与

申請地は、譲渡人が相続により取得した農地ですが、遠方で耕作ができないため、先代から知り合いである譲受人の世帯へ贈与するため、申請があったものです。譲受人は大型機械等もそろっており、経験年数も十分あるため、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号5 譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 畑 321 m<sup>2</sup>  
権利種類 所有権移転 贈与

移転の理由は、夫婦間で贈与するため申請があったものです。申請人の世帯は一部作業委託等を行っておりますが、経験年数もあり、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

次の整理番号6番・7番の譲受人は同一なため、まとめて説明をいたします。

整理番号6 譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\*の一部 田 286 m<sup>2</sup>  
権利種類 賃借権設定 3年間 \*\*\*\*

整理番号7 譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 田ほか5筆 合計2,864 m<sup>2</sup>  
権利種類 賃借権設定 3年間 \*\*\*\*

申請理由は、新規就農・規模拡大です。譲受人は大型機械等所有していないため、作業委託等を行っておりますが、経験年数も10年ほどあり、後継者もいるため、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。下限面積につきましては、この度2件同時に申請があり、賃借権を設定していますので、30a要件を満たしております。

次の整理番号8番・10番並びに12番は、\*\*\*\*が賃借するため、まとめて説明のほうをさせていただきます。

整理番号8 譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 畑 1,486 m<sup>2</sup>  
権利種類 賃借権設定 5年間 \*\*\*\*

整理番号10 譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 田ほか2筆 合計649 m<sup>2</sup>  
権利種類 使用賃借権設定 5年間

整理番号11 譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 田ほか1筆 合計887 m<sup>2</sup>  
権利種類 使用賃借権設定 5年間

譲渡人が整理番号8番と同じ譲渡人ですが、それぞれ賃借権と使用賃借権ということで、権利の種類が異なっておりますので、別々に申請があったものです。

整理番号 12 譲渡人       \*\*\*\*\*  
                  譲受人       \*\*\*\*\*  
                  申請地       \*\*\*\*\* 田 617 m<sup>2</sup>  
                  権利種類  使用貸借権設定 5年間

申請の理由は、譲渡人が高齢や労働不足等で耕作できないため、\*\*\*  
\*\*が水稻、そば等の経営規模拡大を図るため申請があったものです。

なお、\*\*\*\*\*への貸し付けということで一般法人への貸し付けとなり  
ますので、解除条件付の賃借権、または使用貸借権の契約となっております。

次の整理番号9番と13番については、農業者年金の受給に係る経営移譲の再設定  
ということですので、説明のほうを省略させていただきますが、内容につきましては  
事前配布のとおりです。

なお、整理番号9番の譲受人は高齢となったため、1年ごとに契約を更新したい  
ということで申し出がありまして、賃借権の期間が1年間となっております。ただ、  
契約した以上は保全管理等を含めてきちんと管理していきたいということで確認  
のほうをさせていただきました。

以上、整理番号1番から7番、9番・13番は別添調査書にあるとおり農地法第3  
条第2項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

また、整理番号8番、10番から12番については、別添調査書にあるとおり農地  
法第3条第2項各号に該当しておらず、農地法第3条第3項各号にある解除条件な  
どが設定されておりますので、許可要件の全てを満たすと考えます。以上です。

議 長（上村会長）

議案第1号について、事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査結果・補足説  
明がありましたら、お願いいたします。

星野貞樹委員

整理番号2番ですが、事務局の説明のとおりでございます。現地は田植えも終わ  
っていますし、問題ないと思います。

上重正一委員

整理番号3番ですが、先般現地を拝見させていただきました。また家の事情、あ  
るいは譲渡人の事情等をいろいろお聞きしまして、何も問題はありません。事務局  
の説明のとおりでございます。

佐藤正喜委員

整理番号4番ですが、この譲渡人・譲受人、両者ともいと同じです。譲渡人に  
つきましては、新潟のほうに住んでいるということで、5月10日の夕方電話があ  
りまして、いとこの\*\*\*\*\*に贈与するからということでした。\*\*\*\*\*に11  
日に確認したところ、そういうことだということで、本人立会いのもと見てしま  
したが、全然問題ないと思います。

小幡悦男委員

整理番号5番ですが、先日訪問しまして、夫から妻へ農地を贈与するということを確認してきました。

#### 佐藤正喜委員

整理番号6番の\*\*\*\*\*さん並びに\*\*\*\*\*さんの件なんですけれども、12日の夕方、\*\*\*\*\*さんより電話がありまして、21日に\*\*\*\*\*さんに確認取ったところ、そうだということです。現地も私は分かっております。

整理番号7番につきましても、\*\*\*\*\*さんから借りますし、\*\*\*\*\*さんも後継者がいるというようなことで、農業に意欲的でございます。

整理番号8番につきましては、21日\*\*\*\*\*さんに確認したところ確かにそうだということです。

整理番号11番もやはり\*\*\*\*\*さん、同一人なんですけど、確認をとりましたら、そういうことでお願いをしたいということで伺いました。

整理番号10番の\*\*\*\*\*さんにつきましても、やはり\*\*\*\*\*に設定をするんだというようなことで、これは22日の朝に確認をとりました。

\*\*\*\*\*につきましては、ちゃんとした一般財団ということで確認は取っておりますが、経営できるのではないかと思います。

#### 佐野 彰委員

整理番号12番ですが、\*\*\*\*\*さんに面接、それと現地の案内をしていただきました。今まで親戚に貸していたけど、親戚が年取ったので、その1枚の田んぼですが、\*\*\*\*\*に貸し出したということで、賃貸料はなしということで聞いております。\*\*\*\*\*さんには、電話で確認等しております。事務局の説明のとおりです。

#### 議 長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。質疑に入りますが、質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。採決は、権利の種類ごとに行います。最初に、所有権移転売買並びに贈与に関する整理番号1番から5番について、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

次に、賃借権設定に関する整理番号6番から9番について、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

次に、使用貸借権設定に関する整理番号10番から13番について、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請決定」については、整理番号1番から13番まで申請どおり許可することといたします。

## 事業計画変更承認申請の承認について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の12ページをお願いします。

議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」について、今月は2件となっております。

整理番号1	当初計画者	*****
	申請地	***** 田ほか4筆 合計785㎡
	転用目的	一般住宅建築用敷地及び資材置場用敷地
	変更申請概要	土地造成（785㎡）
	変更理由	資材置場用敷地の拡張

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。昨年7月に農地法第5条第1項の規定による許可を得て、取得した資材置場用地の拡張です。当地にて事業を始めましたが、乗入れ部分が狭く、有効活用しにくいので、利便性の向上のため、隣接する畑を購入し、資材置場用地としたいものです。本来であれば、先月の第1回総会議案第3号「農地法第5条第1項の許可申請意見決定」についての整理番号第1号と同時に申請されるべき案件でしたが、この度事業計画変更の承認申請があったものです。

整理番号2	当初計画者	*****
	申請地	***** 田ほか1筆 合計970㎡
	転用目的	駐車場用敷地（永久転用）
	変更申請概要	駐車場（34台分）
	変更理由	一時転用から永久転用

本件は平成25年7月の総会にて、病院建設工事に伴う病院職員用仮設駐車場整備のために一時転用許可が出されました。平成27年6月30日の権利の存続期間終了を控え、今後も市立小出病院の開業に伴う駐車場利用者の需要が見込まれることから、一時転用から永久転用への事業計画変更の承認申請があったものです。以上です。

議長（上村会長）

議案第2号について、事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査結果・補足説明ありましたら、お願いいたします。

桑原正文委員

整理番号1番ですが、今事務局のほうで説明したとおりであります。ほかにありません。

議長（上村会長）

整理番号2番については、事務局の報告があったとおりでございます。

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について、質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

特にないようですので、採決に入ります。議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」については、申請どおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第4条第1項許可申請意見決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号「農地法第4条第1項許可申請意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の13ページをお願いします。

議案第3号「農地法第4条第1項許可申請意見決定」について、今月は3件となっております。

整理番号1	申請人	*****
	申請地	*****の一部 畑 448㎡
	転用目的	一般住宅建築用敷地
	申請概要	住宅1棟2階建
	農地区分	第2種農地
	判断理由	申請地は中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため

申請地は\*\*\*\*\*内の農地です。自宅の老朽化に伴い、建て替えることになりましたが、現在の敷地では狭く、不便なため、近くの自己所有農地の一部を住宅敷地としたいものです。

整理番号2	申請人	*****
	申請地	*****の一部 畑 76㎡
	転用目的	一般住宅建築用敷地
	申請概要	住宅1棟3階建
	農地区分	第2種農地
	判断理由	申請地は中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。自宅の老朽化に伴い、新築することになりましたが、現在の宅地では手狭なため、隣接する自己所有農地の一部を住宅敷地としたいものです。

整理番号3	申請人	*****
-------	-----	-------

申請地       \*\*\*\*\* 畑 180 m<sup>2</sup>

転用目的   一般住宅建築用敷地

申請概要   住宅1棟3階建

農地区分   第1種農地

判断理由   申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。現在の住宅の老朽化に伴い、隣接する自己所有農地を住宅敷地としたいものです。なお、既に宅地化されていたため、始末書が提出され、追認の案件となっております。以上です。

議 長（上村会長）

事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査結果・補足説明ありましたら、お願いいたします。

横山史子委員

整理番号2番ですが、5月上旬に\*\*\*\*\*さんから電話をいただきまして、お話を伺いました。現場を見てきましたが、家の後ろが高い崖みたいになっているところなんですけども、その上に畑があるんですが、そこの一部をかいて敷地を広げたいというようなお話でした。あとのことについては事務局の説明どおりですので、問題ないと思います。以上です。

小幡悦男委員

整理番号3番ですが、\*\*\*\*\*さんにお会いしまして、念願の家が建てられるということで、大変喜んでおりました。

議 長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明等が終わりました。内容について質問・ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようでございますので、採決に入ります。議案第3号につきましては、整理番号ごとに行います。

まず初めに、整理番号1番について申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第3号「農地法第4条第1項許可申請意見決定」については、整理番号1番・2番・3番ともに許可相当の意見を付して県に進達することといたします。



## 農地法第5条第1項許可申請意見決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第4号「農地法第5条第1項許可申請意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の14ページをお願いします。

議案第4号「農地法第5条第1項許可申請意見決定」について、今月の申請は3件です。内訳ですが、所有権移転売買が2件、所有権移転贈与が1件となっております。

整理番号1	譲渡人	*****
	譲受人	*****
	申請地	***** 田 19 m <sup>2</sup>
	権利の種類	所有権移転 売買 *****
	転用目的	敷地の拡張
	申請概要	土地造成 (675.96 m <sup>2</sup> )
	農地区分	第3種農地
	判断理由	都市計画法に規定する用途地域が定められている（準工業地域）

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。現在の宅地は形状が悪く、冬季の排雪が不便なため、申請地を購入し、利便性を向上するよう申請があったものです。

整理番号2	譲渡人	*****
	譲受人	*****
	申請地	***** 畑ほか2筆 合計 265 m <sup>2</sup>
	権利の種類	所有権移転 売買 *****
	転用目的	一般住宅建築用敷地
	申請概要	住宅1棟2階建
	農地区分	第2種農地
	判断理由	申請地は中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。子供の成長により現在の住宅が手狭になり、住宅を新築するため、申請があったものです。

整理番号3	譲渡人	*****
	譲受人	*****
	申請地	***** 畑 96 m <sup>2</sup>
	権利の種類	所有権移転 贈与
	転用目的	石碑建立地
	申請概要	石碑1基
	農地区分	第3種農地
	判断理由	申請地の500m以内に*****と*****がある

ため

申請地は今泉地内の農地です。40年ほど前に石碑が建立され、現在に至っております。始末書が提出され、追認の案件となっております。以上です。

議長（上村会長）

議案第4号について、事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査・補足説明ありましたら、お願いいたします。

八木修司委員

整理番号2番ですが、譲渡人の\*\*\*\*\*さんは下島出身ですけれども、現在はもう\*\*\*\*\*には住んでおりません。譲受人の\*\*\*\*\*さんは、以前から間借りでしたけど\*\*\*\*\*の住人で、子供が学校へ通っている方です。売りましょう、買いましょうという話がまとまったようです。

小幡悦男委員

整理番号3番ですが、2月に一括で上程した部分の一部なんですけど、その中で詳細に調査した中で、この石碑に関わる部分は地番のとおりなんですけど、隣接している農地などとの線引きはよく分からなかったというようなことです。木を切ったり、耕運して非常にきれいにしている中で、石碑の部分は始末書を提出したので、よろしくお願ひしますというようなことであります。

議長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、採決に入ります。議案第4号は、整理番号ごとに行います。

最初に、整理番号1番について申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、議案第4号「農地法第5条第1項許可申請意見決定」については、整理番号1番・2番・3番ともに許可相当の意見を付して県に進達することといたします。

## 農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

日程第4議案第5号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の 15 ページをお願いします。

議案第 4 号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、今月の申請は 3 件です。

整理番号 1 申請人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 畑ほか 1 筆 合計 251 m<sup>2</sup>  
新地目 原野  
農地状況 災害又は耕作放棄等により農地でなくなっているもの。  
判断理由 申請地は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なため。

申請地は\*\*\*\*地内の農地です。昭和の頃から耕作をしていないため、原野化してしまったものです。

整理番号 2 申請人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 畑 231 m<sup>2</sup>  
新地目 山林  
農地状況 災害又は耕作放棄等により農地でなくなっているもの。  
判断理由 申請地は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なため。

申請地は\*\*\*\*地内の農地です。昭和の頃から耕作をしていないため原野化してしまったものです。

整理番号 3 申請人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 畑 1,178 m<sup>2</sup>  
新地目 山林  
農地状況 災害又は耕作放棄等により農地でなくなっているもの。  
判断理由 申請地は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なため。

申請地は\*\*\*\*地内の農地になります。40 年以上前から耕作放棄してしまい、山林・原野化してしまったものです。以上です。

議長（上村会長）

事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査結果・補足説明ありましたお願いいたします。

上重正一委員

整理番号 1 番ですが、この土地は昨年の農地パトロールで、大変苦難の連続のパトロールになりました。まさにちょうど説明にございましたように、農地になっておるわけです。また水の供給もできないような場所でございます、これは多分敗

戦のころ田んぼを作ったのではないのかなという感じですが。当然これは、もう農地としては今日やっていけないというようなところでございます。以上でございます。

渡邊正一委員

整理番号2番ですが、今事務局の説明のとおり、非常にもう山林化して農地復元は不可能だと思います。

小幡悦男委員

整理番号3番ですが、事務局の言うとおりでありますが、非常に現地へ行ってみますと耕作困難な、全く原野化しています。

議長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第5号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」については、説明のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農用地利用集積計画の意見決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第6号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の16ページをお願いします。

議案第6号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の意見決定を求めるものです。

利用権設定 新規 利用権設定を受ける者7人、利用権設定をする者13人  
面積 54,770.56 m<sup>2</sup> 筆数 40 筆

更新 利用権設定を受ける者6人、利用権設定をする者7人  
面積 29,317 m<sup>2</sup> 筆数 35 筆

計 利用権設定を受ける者13人、利用権設定をする者20人  
面積 84,087.56 m<sup>2</sup> 筆数 75 筆

今月は、中間管理機構への貸し付け、所有権移転はございません。  
詳細につきましては事前配布したとおりです。

利用権設定について農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の

設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。なお、5月末時点の自己所有農地を含めた認定農業者への集積率につきましては44.9%となっており、前月に対しまして0.3%増化しております。また、所有農地使用貸借権設定を除いた賃借権を設定した認定農業者への流動化率ですが26.9%となり、こちらも前月比0.7%増化しており、また集積のほうが進んでいるものと思います。以上です。

議 長（上村会長）

事務局の説明が終わりました。事前配布ということではございますが、内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第6号「農用地利用集積計画の意見決定」については、計画のとおり決定することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

## 平成 26 年度農業委員会活動の点検・評価及び 平成 27 年度活動計画等の決定について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第7号「平成 26 年度農業委員会活動の点検・評価及び平成 27 年度活動計画等の決定」について議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の 21 ページをお願いします。

議案第7号「平成 26 年度農業委員会活動の点検・評価及び平成 27 年度活動計画等の決定」について、説明させていただきます。農業委員会では農業委員会の適正な事務実施に基づいて毎年その年の活動の点検・評価及び翌年の活動計画について作成することとなっております。前回3月に開催されました平成 26 年度第 13 回総会におきまして、「平成 26 年度農業委員会活動の点検・評価及び平成 27 年度活動計画等の策定」をしていただきまして、こちらのほうを窓口並びにホームページ等で公表しておりまして、1 カ月間農家の方から広く意見を募集していたところでございます。

しかしながら、今回は特に意見等がございませんでした。したがって、原案通り提案ということとさせていただきます。詳細につきましては、事前配布のとおりです。以上です。

議 長（上村会長）

事前配布でそれぞれ目を通していただいたかと思えます。26 年度の活動の点検・評価、一度3月の総会にも提案をしたということとございます。また 27 年度計画等も同一ということとございます。内容等についてご意見・質問等ありましたらお

願いたします。

小幡悦男委員

点検・評価というものの中で少し分からない部分があるのですが。議事録の公表という部分の中で議事録は当然公表ということはいいんですが、議会は議会活動の一部というふうに解釈しますと、そのコピーも可能な部分もあったわけですが、農業委員会のこの議事録に関してはどういうふうな考えがありますか。

事務局（星主任）

そうです。窓口のほうは閲覧ということですし、インターネットのほうに公開用の議事録を公開してございますので、魚沼市ホームページからダウンロードしていただければ、印刷がどなたにも可能となっております。以上です。

議長（上村会長）

閲覧及びホームページからの抜き取りということ。

小幡悦男委員

そうなった場合は、パソコンからインターネットにということなんですが、その事務局に議事録の写しを欲しいという区分の中では、その場で見れますけれどコピーはだめということですか。

事務局（星主任）

特にコピーをしてほしいと言われてたんですか。

小幡悦男委員

はい。

事務局（星主任）

公表しておりますが、今までコピーをしたことはありません。

小幡悦男委員

それが法的にだめなのか。

事務局（星主任）

それにつきまして、法的なものにつきましては確認させていただきたいと思えます。以上です。

小幡悦男委員

では、確認の連絡ください。

事務局（星主任）

はい。次回総会で連絡をさせていただくということによろしいでしょうか。

小幡悦男委員

はい。

議長（上村会長）

今の件につきましては、農業委員会の事務局の窓口でコピーを申請するという場合の対応というようなことではないかと思っております。その辺は、実際に窓口でできるかどうかということにつきましてはまた県農業会議のほうへ確認していただきたいと思っております。それを返答お願いいたします。現実的には、それぞれがホームページでコピーをできるというような状況になっておりますので、一般的にはそういった対応でコピーさせてもらってということでございます。

そのほかどうでしょうか。

「なし」の声あり。

特にないようでしたら、議案第7号「平成26年度農業委員会活動の点検・評価及び平成27年度活動計画等の決定」については原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第7号については決定することといたします。

## その他

議長（上村会長）

続いて、日程第5「その他」ということですが、各団体選任委員から情報がありましたらお願いいたします。

まず初めに、JA 関委員から新任ということですし、顔見せということで挨拶を兼ねてひとつ情報がありましたらお願いします。

関 武雄委員（北魚沼農協）

4月25日の通常総代会におきまして、25日より佐藤委員に代わりまして農業委員の推薦を受けまして、当日市長からの選任を受けたところです。なんせ初めての農業委員ですので、皆さんからご指導いただき、任期まで職務を果していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それから、皆さんご承知のとおりと思っておりますけれども、農協の経営管理委員会、月末になるわけですけれども、その決定につきましては報告すべき事項ありましたら、報告という形になりますけれども、若干時期が遅れるということでございます。今回会長のほうから報告ということで、1点だけお願いしたいということでございますので、報告させていただきます。26年産の追加払いについてでございます。26年度産は非常に安い仮渡金でございましたけれども、11月に追加払い、800円を支払ったわけでございます。それにつきまして県の本部のほうから、先月23日に委員会がございまして、26年産米の追加払いをするということで決定したわけでございます。金額につきましては、1俵当たり1,800円ということでございます。それが振り込まれ次第農協といたしましては、その理事会の時引き継ぎ事項がございますので、この29日にそれぞれ1等・2等・3等につきまして追加払いをしたということでございます。

しかしながら、1等・2等につきましては既に800円の追加払いを農協で立て替えているわけでございますので、その分は引いて追加払いしたいということござ

います。以上です。

渡邊正一委員（農業共済）  
今月は特にありません。

目黒隆也委員（土地改良区）  
特にございません。

議 長（上村会長）  
事務局からなにかありますか。

事務局（星主任）  
特にありません。

議 長（上村会長）  
それぞれ情報等があったわけですが、委員の皆さん方からそれぞれ何かございましたらお願いいたします。  
（特になし）

特にないようでしたら、以上を持ちまして、閉めさせていただきます。今日は欠席者も多かったわけですが、いろいろと周りに気が揉めるような状況というか、非常に駆け足で議事を進めてしまったような感じがございます。皆様方のご協力に非常に感謝をしているわけですが、また前段の部会報告の中で農地部会からも報告がありました。昨年7月新しく委員になりまして、今年からいよいよこの農地パトロールということが本格的に始めていかなければならないということですが、6月の総会の後には農政部会では、今後の食育とか研修会等々の計画も部会も予定いただきたいと思いますし、農地部会については部会長が言いましたようにこのパトロール、また耕作放棄地等による議会等々の計画も立てていただくというようなことになろうかと思っております。何とかこの5月の忙しい田植えが過ぎまして、6月には一応の総会でそういったことも予定しなければならんと思っておりますので、ひとつそのようなことをご協力をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、大変どうも足早で申し訳ありませんでした。今回の第2回農業委員会総会をこれで終了させていただきます。大変どうもありがとうございました。

（時刻は 14 時 40 分）



上記会議の内容は、平成27年度第2回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

---

議席番号 番

---